

○倉敷市高齢者世話付住宅等生活援助員派遣事業実施要綱

平成8年3月29日

告示第95号

改正 平成13年5月15日告示第292号

平成15年3月7日告示第126号

〔この改正で題名改正〕

平成18年3月31日告示第229号

平成18年6月8日告示第412号

平成19年1月9日告示第9号

平成24年6月29日告示第422号

平成27年1月23日告示第49号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者世話付住宅等の入居者（以下「入居者」という。）に対し、生活援助員を派遣し、生活指導、生活相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供すること（以下「派遣事業」という。）によって、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように、その在宅生活を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者世話付住宅等 「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」（平成13年3月28日付け国土交通省国住備発第51号国土交通省住宅局長及び厚生労働省老発第114号厚生労働省老健局長通知）に基づいて、高齢者の生活特性に配慮した住宅及び付帯施設の供給並びに生活援助員により福祉サービスの提供を行う事業として、供給する住宅及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）による高齢者向け優良賃貸住宅並びに高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）をいう。

(2) 生活援助員 地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老建局長通知）の3（3）ウ（ウ）①高齢者の安心な住まいの確保に資する事業に基づいて、入居者を対象に、生活指導、生活相談、安否確認、緊急時の対応、一時的な家事援助等を行う者をいう。

(事業実施)

第3条 派遣事業は、高齢者世話付住宅等に近接する地域包括支援センター又は介護保険施設を運営する法人（以下「法人」という。）に委託して実施するものとする。

（派遣事業の対象者）

第4条 派遣事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する入居者とする。

（1） 60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦の一方が60歳以上であれば足りる。）又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯

（2） 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

（派遣事業の内容）

第5条 派遣事業の内容は、生活援助員による次に掲げるサービスとし、必要に応じ提供するものとする。

（1） 入居者の仕事、家族関係、生きがい、健康等に関する相談又は指導

（2） 入居者の安否の確認

（3） 入居者が疾病等により、一時的に日常生活を営むことが困難な場合の家事の援助

（4） 入居者から、急病、火災、盗難等の通報を受けた場合の確認及び関係機関への連絡
その他の緊急時の対応

（5） 生きがいづくり、健康の保持増進、社会参加活動、公的保健福祉サービス等に関する情報提供及びサービス提供機関、関係行政機関等との連絡

（6） 前各号に掲げるもののほか日常生活上市長が必要と認めた援助

2 生活援助員は、高齢者世話付住宅等の戸数おおむね30戸に1人を標準として、派遣するものとする。

（費用負担）

第6条 入居者は、別表の費用負担基準により、派遣事業に要する費用を、毎月負担しなければならない。

2 前項に定める費用は、所定の納入通知書により毎月末日（12月にあつては、同月25日）までに納めなければならない。

（生活援助員の資格要件）

第7条 生活援助員は、次に定める要件を備えた者でなければならない。

（1） 原則として、高齢者世話付住宅等の供給主体が定めた専用住宅に入居できる者であること。

- (2) 心身ともに健全であること。
- (3) 老人福祉に関し理解と熱意を有すること。
- (4) 入居者の生活指導、生活相談、家事、緊急時の対応等を適切に実施する能力を有すること。

(生活援助員の募集、選任等)

第8条 生活援助員の募集及び選任は、第3条の規定に基づき委託した法人が行うものとする。

2 法人は、生活援助員を選任するに当たっては、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定は、生活援助員を変更する場合において準用する。

(生活援助員選任の承認の取消し)

第9条 市長は、生活援助員が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第2項の承認を取り消すことができる。

- (1) 自己の都合により、退職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないと認められるとき。
- (3) 生活援助員として、ふさわしくない行為があったとき。

(勤務形態)

第10条 生活援助員の勤務場所及び勤務時間は、第3条の規定に基づき委託した法人の就業規則等の定めによるものとする。

(書類の整備)

第11条 生活援助員を派遣する法人は、派遣事業実施に必要な次に掲げる関係書類を整備するとともに、毎月の実施状況を、市長に報告しなければならない。

- (1) 入居者台帳
- (2) 業務日誌
- (3) 入居者記録カード
- (4) 生活援助員派遣事業実施状況報告書

(秘密の保持等)

第12条 生活援助員は、派遣事業を実施するに当たって、入居者の人格を尊重するとともに、入居者の身上、家庭等に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月15日告示第292号)

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月7日告示第126号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第229号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月8日告示第412号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の倉敷市高齢者世話付住宅等生活援助員派遣事業実施要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年1月9日告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日告示第422号)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月23日告示第49号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第6条関係)

費用負担基準

入居者世帯の階層区分		入居者負担月額
A	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年 (1月から6月までは、前々年。以下この表において同じ。) 所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税年額9,600円以下の世帯	1,500円
D	生計中心者の前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円

E	生計中心者の前年所得税年額 32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
F	生計中心者の前年所得税年額 42,001円以上の世帯	4,900円

備考 所得税法（昭和40年法律第33号）第121条第3項の規定により同法第120条第1項の規定による申告書を提出しなかった者に係る所得税年額は、申告書を提出したと仮定して所得税額の計算の例により算出された額とする。